財政対策プログラム対象事業の結果区分について

対象事業 (施設)

- (1) 財政対策プログラム対象事業のうち、財政対策方針が「保留」、財政対策検討が「継続」とされている事業
- (2)(1)以外の事業で、実際に廃止・削減を実施した結果、決定された廃止・削減内容の見直しを含め、改めて市の対応が求められている事業
- ※ここでいう事業とは、財政対策プログラムの事業名称に記載された予算事業を単位(公共施設にあっては施設 単位)とするものです。

結果区分

A【復活】事業(施設)継続

- ・ 財政対策プログラム見直し前(平成29年度)の内容で事業を継続するものであり、事業の復活等を意味します(施設については、見直し前の施設開館日・時間の運営に戻します)。
- 事業復活時期の目途については、ヒアリング指示事項等に記載します。

B【縮小】事業費の削減(施設開館日・時間の短縮)

- ・ 財政対策プログラム見直し前(平成29年度)の内容から、事業費の削減を決定します(施設については、施設の開館日・時間の短縮を決定します)。
- ・ 平成30年度の緊急財政対策の見直し内容で、「縮小」や事業の一部を「休止」とされたものについて、 当該見直し内容のとおりとすることを決定するものです(休止は廃止となります)。
 - ただし、当該見直し内容の一部について復活する場合、取り組み手法を変更する場合、予算査定で実施 規模を判断する場合等、当該見直し内容と異なる点については、ヒアリング指示事項等に記載します。
- ・ 財政対策プログラムにおいて、平成31年度以降に事業見直しを予定するとされたもの(別紙②)及び 財政対策プログラム以外の事業について、見直し内容を決定するものです。

C【変更】事業の組み立ての変更・事業費ゼロでの実施等

- ・ 事業そのものの実施手法等を変更し、新たな事業へ転換するものです(事業費の一部を削減し取り組み手法を変更するものについては、B区分となります)。
- ・ 新たな事業実施手法等について検討を行う時期については、必要に応じてヒアリング指示事項等に記載 します。

D【廃止】事業(施設)廃止

- ・ 平成30年度の緊急財政対策の見直し内容で、事業そのものを「休止」とされたもの等について、事業 の廃止を決定するものです(施設については、廃止を決定するものです)。
- ・ 財政対策プログラムにおいて、平成31年度以降に事業見直しを予定するとされたもの(別紙②)について、事業の廃止を決定するものです。
- 原則として、令和元年度末に事業を廃止するものです。

E【保留】縮小・休止の継続

- ・ 平成30年度の緊急財政対策の見直し内容で「縮小」「休止」とされた判断を継続(保留)するものです。
- ・ 改めて方向性の検討を行う時期については、必要に応じてヒアリング指示事項等に記載します。